

京都市体育館のネーミングライツ契約事業者の公募について

本市では、市民や事業者の皆様の支援により施設の魅力を高めるとともに、新たな財源を確保し、もって社会貢献の促進及び本市財政の健全化に寄与するため、ネーミングライツの導入を推進しています。

この度、京都市体育館のネーミングライツ付与必要事項を定め、契約の相手方となる事業者を公募しますので御報告いたします。

1 ネーミングライツ付与必要事項

(1) 対象施設の概要

ア	公の施設の名称	京都市体育館
イ	所在地	京都市右京区西京極新明町1番地 (別紙参照)
ウ	構造及び面積	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建て 1棟 建築面積 5,416㎡ 延床面積 8,112㎡
エ	設備	体育室 2,400㎡ (60m×40m) 附属設備 (放送室、医務室、役員室、会議室、更衣室、温水シャワー室等)
オ	設置目的	スポーツのための施設の提供 スポーツの競技会、講習会等のための施設の提供
カ	開設年月	昭和38年5月 (昭和62年度、平成25年度大規模改修実施)
キ	利用状況	令和3年度 利用率77.7%
ク	供用時間	午前8時から午後10時まで
ケ	収容人員	2,500人

(2) 募集方法

公募

(3) 予定価格

年間1,700万円(税込)以上で、対価は金銭、金銭及び金銭以外、金銭以外のいずれかとし、金銭以外の物については金銭に換算した時の相当額とする。

(4) 契約期間

3年以上10年以内

(5) 選定方法

京都市ネーミングライツ審査委員会の審査結果を踏まえ、契約候補事業者を選定。

＜京都市ネーミングライツ審査委員会委員＞

(敬称略)

氏名	区分	職名等
佐藤 陽子	委員長	公認会計士
舟越 一郎	委員	京都市立芸術大学美術学部教授
藤野 正弘	委員	市民公募委員
武田 淳	特別委員	公益財団法人京都市スポーツ協会専務理事
長積 仁	特別委員	立命館大学スポーツ健康科学部教授
廣田 敬二	特別委員	西京極総合運動公園連絡協議会会長

※特別委員は、対象案件ごとに委嘱

2 募集期間（予定）

令和5年5月22日（月）から同年6月28日（水）まで

3 その他公募条件等

(1) 通称に関する条件

- ア スポーツ施設の通称として誰もが理解できるものとする。
- イ 大会から市民の身近なスポーツの場として、多くの方々に利用されていることを踏まえ、「京都」などの所在地を表す地名を含む通称とすること。
- ウ 募集の趣旨に照らし、通称変更を求める場合があること。
- エ 和文以外の表記、ロゴについては別途協議とすること。
- オ 原則として、契約期間内の通称変更はできないこと。
- カ 公序良俗に反する等、社会的に批判を受けるものは通称として使用できないこと。

(2) ネーミングライツ契約事業者への特典例（施設通称看板掲出権等）

- 駐車場前1階出入口部分 1か所
- 体育室内 4か所
- 建物北側・南側 各1か所 など

※ 詳細は別途協議のうえ決定

(3) 募集要項の配布

本市ホームページに掲載するほか、市民スポーツ振興室及び京都市体育館で5月22日（月）から配布。

4 今後のスケジュール（予定）

- 令和5年5月22日（月） 募集開始
- 6月28日（水） 募集締切
- 7月上～中旬 京都市ネーミングライツ審査委員会の開催
(ネーミングライツ契約候補事業者を選定)
- 7月下旬 文教はぐくみ委員会で審査結果、契約の相手方の報告
以後、ネーミングライツ契約候補事業者と契約締結に向けた協議の後、契約締結

【参考】京都市体育館のネーミングライツに係るこれまでの経緯について

1 過去の契約状況について

- (1) 契約事業者
スポーツコミュニケーション KYOTO 株式会社
- (2) 通称
ハンナリーズアリーナ
- (3) 価格
年間2,500万円(税込)
- (4) 契約期間
平成23年4月～令和3年3月(10年間)

2 令和4年3月実施の公募について

(1) ネーミングライツ付与必要事項(募集条件)

ア 予定価格

年間2,500万円(税込)以上で、対価は金銭、金銭及び金銭以外、金銭以外のいずれかとし、金銭以外の物については金銭に換算した時の相当額とする。

イ 契約期間

3年以上10年以内

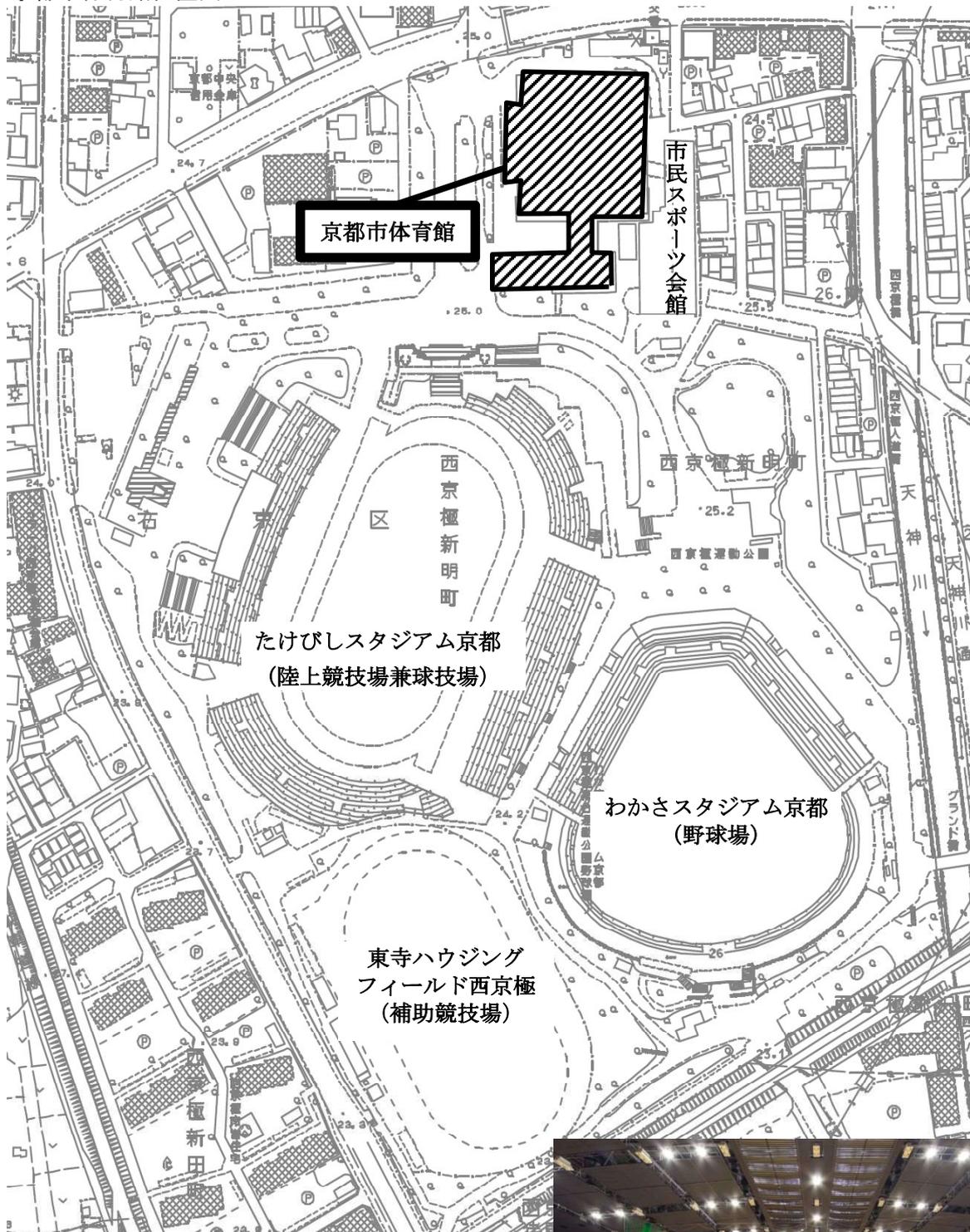
ウ 募集期間

令和4年3月22日から同年4月28日まで

(2) 公募結果

一事業者からネーミングライツ付与の意向が示されたことを受け、公募を行ったが、当該事業者において、公募開始以降に状況の変化があり応募には至らなかったこと、また他の事業者からの応募もなかったことから、応募事業者なしとなった。

京都市体育館位置図



京都市体育館